

(仮称) 天竜風力発電事業

環境影響評価方法書手続きについて

事業者	JR 東日本エネルギー開発株式会社（本社：東京都港区）																		
事業の場所	天竜スーパー林道沿いの稜線上（天竜区佐久間、水窪、春野地区）																		
対象事業の種類	電気工作物の設置（陸上風力）																		
手続きの流れ	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和元年 8 月</td> <td>計画段階配慮書提出</td> </tr> <tr> <td>令和元年 10 月</td> <td>浜松市長意見</td> </tr> <tr> <td>令和元年 11 月</td> <td>経済産業大臣意見</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年 1 月</td> <td>環境影響評価方法書提出</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年 3 月</td> <td>一般からの意見締切（期間延長）</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年 3 月</td> <td>第一回浜松市環境影響評価審査会</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年 4 月</td> <td>一般からの意見の概要を提出（事業者）</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年 6 月</td> <td>第二回審査予定 (方法書に関する市長意見の調整)</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年 7 月 26 日</td> <td>方法書に対する市長意見提出締切 (一般からの意見概要提出から 90 日以内)</td> </tr> </table>	令和元年 8 月	計画段階配慮書提出	令和元年 10 月	浜松市長意見	令和元年 11 月	経済産業大臣意見	令和 3 年 1 月	環境影響評価方法書提出	令和 3 年 3 月	一般からの意見締切（期間延長）	令和 3 年 3 月	第一回浜松市環境影響評価審査会	令和 3 年 4 月	一般からの意見の概要を提出（事業者）	令和 3 年 6 月	第二回審査予定 (方法書に関する市長意見の調整)	令和 3 年 7 月 26 日	方法書に対する市長意見提出締切 (一般からの意見概要提出から 90 日以内)
令和元年 8 月	計画段階配慮書提出																		
令和元年 10 月	浜松市長意見																		
令和元年 11 月	経済産業大臣意見																		
令和 3 年 1 月	環境影響評価方法書提出																		
令和 3 年 3 月	一般からの意見締切（期間延長）																		
令和 3 年 3 月	第一回浜松市環境影響評価審査会																		
令和 3 年 4 月	一般からの意見の概要を提出（事業者）																		
令和 3 年 6 月	第二回審査予定 (方法書に関する市長意見の調整)																		
令和 3 年 7 月 26 日	方法書に対する市長意見提出締切 (一般からの意見概要提出から 90 日以内)																		

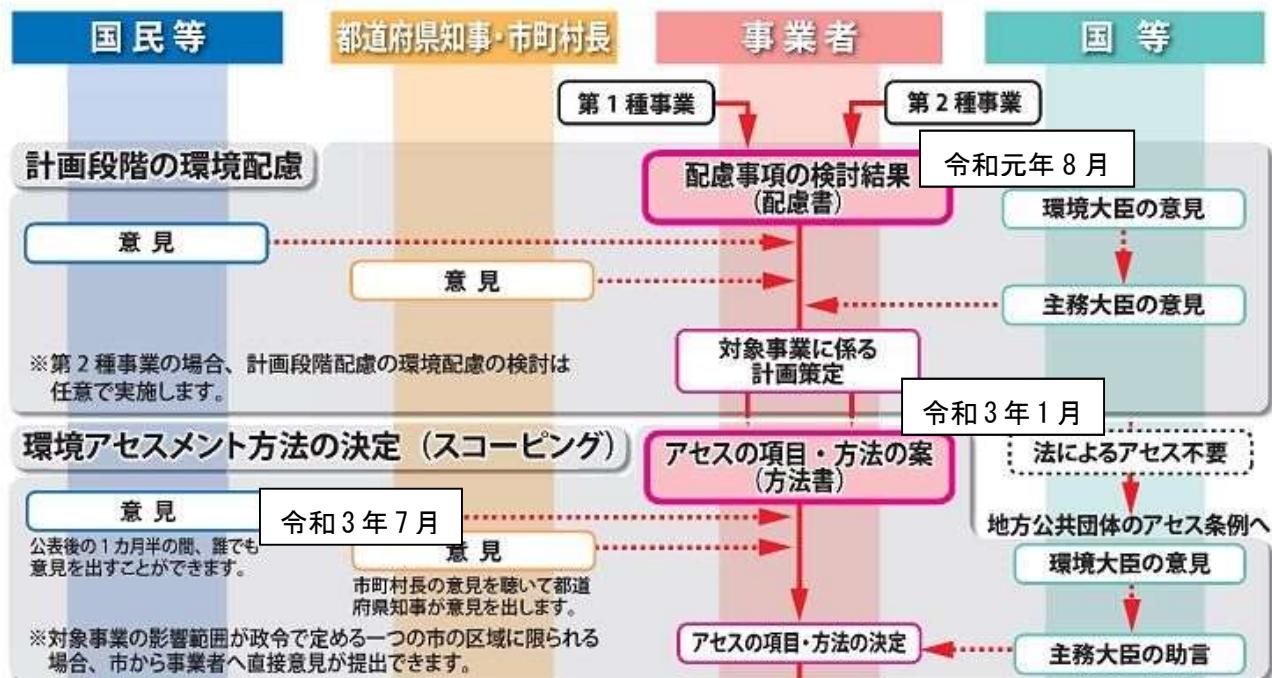


図 環境影響評価の手続き（方法書まで）環境省パンフレットより抜粋

環境影響評価方法書とは：

環境影響評価において、どのような項目について、どのような手法で調査・予測・評価していくか定めたもの。

令和2年度第3回浜松市環境影響評価審査会意見(JR東日本エネルギー開発)

委員意見	事業者見解	対応・意見等
1 昆虫類の調査時期について、年3回では落としてしまう種がかなり出るのではないか。	ご懸念の通り、決まった月だけの調査では網羅しきれない部分があるので、重要な種については必要な時期を追加して対象種を限定した踏査を行う。	
2 近隣で同時期に計画中の、株式会社シーテックの事業も並行して工事が進められる可能性があり、両者で議論を行う必要があるのではないか。	同時期に工事をやれば当然影響があると思うので、最大限配慮した形で評価を行いたい。ただ、お互い民間事業者と言う事もあり、どれだけ情報を出せるかの部分については難しいところがあるので今後検討したい。	市長意見 I -3 市が調整に入り情報交換
3 大気について、NOxが対象に入っていない。	アセス省令の改正により、参考項目から外れたため調査対象から除外した。	
4 事業地付近で自然由来のヒ素の問題があったと思うが、こちらの事業地では問題ないか。	自然由来のヒ素については現時点では調査が出来ていない。今後情報が得られれば調査を検討する。	市長意見 II -6(2) ボーリング調査等で現地地勢を把握すること
5 水の濁りの調査について、近年記録的な豪雨が記録されており、道路や法面崩壊が懸念されること、また、現地には水道原水を利用している地域があると思うので、合わせて調査が必要ではないか。	水の濁りについて、供用時には裸地がない想定のため影響ないものと想定している。水道原水については、現時点では現地に入れていないので、今後現地調査を行う。	市長意見 II -2、II -3(1)
6 渡り鳥の調査について、定点観察が各時期に6回とあるが、6回でうまくピークに合わせた観察が出来るか。	ご懸念の通り、当たりはずれがあるので、インターネットによる情報収集や地元の専門家のデータを参考にしたい。必ず6回と決めているわけではないので、柔軟に対応する。	
7 当該地域の多くは保安林で、保安林指定を解除しないと事業を進めることができない。また、5ha以上の土地の形質変更を伴う場合は、静岡県と自然環境保全協定を結ぶ必要があることから、合わせて対応すること。	協定や保安林解除の手続きについては理解している。出来る限りそういうところを避けて建てられるよう検討していくが、すべて賄うのは難しいと考えている。手続きはクリアしたうえで、事業を進めたい。	市長意見 II -3(1)
8 動植物・生態系の項目に、既存資料の収集整理、現地調査となるが、専門家や知識人へのヒアリングも行っていただけたらと思う。	ヒアリングについては、方法書段階でも多くはないが実施している。今後調査計画を具体化していく中で、準備書の作成の際に引き続き実施していきたい。	
9 動植物・生態系の調査については、調査範囲内でも環境の変化が大きいところ、多様な環境で調査していただきたい。	現時点の調査計画では環境省資料の植生をベースにしているが、現地に入れば多様な環境が見えてくると思う。早い段階で植生区分を更新して、多様な環境を網羅出来ればと考えている。	
10 景観に関して、現在設定されている主要な眺望点に加えて、旧秋葉街道(現スーパー林道)の動的な視点も検討してはどうか。	秋葉街道については方法書までの調査で認識できていなかったので、今後の調査で反映を検討したい。	
11 事業に当たって道路拡張、側溝などは考えているか。	現時点では未定だが、可能性として、一部部材搬入時に道路の拡幅が必要になるかもしれない。側溝についても現時点では考えていないが、今後検討する。	

浜松市庁内及び審査会からの意見とそれに対する事業者回答

	分類	該当ページ	意見	回答
1	事業一般	方法書3-190	①静岡県の1行目のについて、以下のとおり修正願います。 誤)「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成10年12月25日静岡県条例第44号) ↓ 正)「静岡県環境基本条例」	準備書において修正します。
2		4-37 6-40 7-13	事業実施予定区域周辺には、県から漁業権が免許されている水窪川漁業協同組合（天竜区水窪町地頭方277・TEL053-987-0494）、佐久間ダム漁業協同組合（天竜区佐久間町佐久間2666-2・TEL053-965-0558）、気田川漁業協同組合（天竜区春野町堀之内1010-2・053-985-0211）がありますので、各組合との協議等をお願いします。	今後の調査等にあたり、水窪川・佐久間ダム・気田川漁業協同組合への事前説明を行うとともに、事業計画及び事業影響についての協議を行います。
3		要約書P5	浜松市風力発電施設等の建設等に関するガイドラインの適用を受ける事業は土地利用事業の対象となるため、土地利用対策庁内委員会幹事会に諮ってください。	今後事業を進めるにあたって、土地利用対策庁内委員会幹事会に諮っていただきます。
4			環境影響評価方法書を静岡県自然保護課にも確認をいただきますようお願いいたします。（補足：静岡県自然保護課に関係法令について確認すること）	環境影響評価方法書について、静岡県自然保護課にも確認をいただきます。
5		2-4 (6)	図2.2-1によると、竜頭山周辺への風力発電設置は行わないよう計画変更されたようだが、このあたりの対象事業実施区域が竜頭山以南と同じ道路幅員+αに狹まっていないのはなぜか。	風力発電機は、風力発電機設置予定区域内に設置する方針で検討しています。準備書以降の手続きにおいて、対象事業実施区域の範囲を見直します。
6		7-15 (421)	（インターネット上での図書閲覧環境が限定的であるとの住民意見に対し）『インターネット上の閲覧の利便性向上を図りました』とあるが、GoogleChrome、Safariでは閲覧できず、何をもって利便性向上を図ったとしたのか分からない。	インターネットでの縦覧については、政府の緊急事態宣言を受け、当初の縦覧期間（令和3年1月13日から2月12日まで）を3月15日までに延長するとともに、同期間にを一般意見の受付期間として意見形成に係る利便性向上を図ったものです。 なお、GoogleChrome、Safari等での図書閲覧について検討を続けておりましたが、本手続き時点では、インターネット上の縦覧に係る信頼・安定性と、情報セキュリティの両立を実現するには至りませんでした。引き続き、今後の環境影響評価手続きに向けて検討を進めて参りますので、ご理解いただきたくお願いいたします。
7	騒音・振動	方法書3-180	「『騒音規制法』（昭和43年6月10日法律第98号）に～自動車騒音の限度及び区域の区分が定められている。」を以下のとおり修正願います。 「『騒音規制法』（昭和43年6月10日法律第98号）に基づく「指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月21日総理府令第15号）により、自動車騒音の限度及び区域の区分が定められている」	準備書において修正します。
8		方法書3-184	「『振動規制法』（昭和51年6月10日法律第64号）に～道路交通振動の限度が定められている。」を以下のとおり修正願います。 「『振動規制法』（昭和51年6月10日法律第64号）に基づく「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）により、道路交通振動の限度が定められている。」	準備書において修正します。
9		方法書6-21 要約書42	表6.2-4の道路交通騒音、道路交通振動調査地点について、地点1、2の設定根拠が互いに逆になっているため、修正願います。	準備書において修正します。
10	大気	方法書6-6 要約書27	表6.1-2の大気環境について、窒素酸化物及び粉じん等についても環境影響評価の項目を選定する必要があると考えます。	環境影響評価項目の選定は、令和2年8月31日施行の発電所アセス省令に基づいて行っており、風力アセスの参考項目である「工事用資材等の搬出入・建設機械の稼働」に係る二酸化窒素、降下ばいじん等については、発電所の設置の際の工事の実施に伴う環境影響は小さいことかNEDOによる現地調査等で示されております。 また、現時点では住宅等との離隔を十分確保した事業計画の検討を行う方針であり、窒素酸化物及び粉じん等の影響は生じないものと考えておりますが、必要に応じて調査予測評価を実施いたします。
11	水質	6-24 (356)	水の濁りの選定箇所について、表6-2-6の理由に併せて対象事業実施区域の影響がある流域すべてを網羅して測定箇所が設定されているか確認したい。 （補足：影響を受ける可能性のある範囲内で、集水域の観点から見落としあないか。設置予定の沈砂池がきちんと働いているか、濁りの面から判断する）	水の濁りの調査地点と集水域の関係図を示します。
12		方法書3-19	表3.1-14 (1) のpHの平均値を以下のとおり修正願います。 誤) 7.8 → 正) 8.2	準備書において修正します。
13		方法書3-19	表3.1-14 (1) の全リンの環境基準の適合状況を〇に修正願います。	準備書において修正します。
14		要約書21	表3-1 (1) の水質の状況のうち、「令和元年度の測定結果は～適合していない。」を以下のとおり修正願います。 「令和元年度の測定結果は、生活環境項目では、pH、SS及び大腸菌群数が環境基準に適合していない。」	準備書において修正します。
15		要約書21	表3-1 (1) の水質の状況のうち、「令和元年殿測定結果は、天竜川鹿島橋（環境基準点）及び秋葉～適合していない。」を以下のとおり修正願います。 「令和元年殿測定結果は、天竜川鹿島橋（環境基準点）の生活環境項目では、SS及び大腸菌群数が環境基準に適合していない。」	準備書において修正します。
16		方法書6-3	2) 水環境の状況のうち、「令和元年度の測定結果（生活環境項目では、～適合していない。」を次のとおり修正願います。 「令和元年度の測定結果（生活環境項目では、佐久間ダム貯水池ダムサイトのpH、SS及び大腸菌群数、天竜川鹿島橋のSS及び大腸菌群数が環境基準に適合していない。」	準備書において修正します。
17		方法書6-7 要約書28	表6.1-3 (1) の水質について、セメントによるpH上昇による影響についても検討が必要だと考えます。	コンクリートの使用は基礎等に限定され、重大な影響が生じることは想定しておりません。なお、工事に当たっては、県の林地開発許可申請等を踏まえて、適切に対応します。
18		方法書3-154	表3.2-8浄水施設の状況・図3.2-2水道給水区域・浄水場、水力発電所の状況に「大瀧浄水場」「向島浄水場」「長尾浄水場」「植田浄水場」及び飲料水供給施設の浄水場に関する記載が欠落している。	準備書において追記します。
19		方法書3-154	本事業の実施区域周辺には、地域住民が利用する多数の飲料水の水源があるが、本方法書には、水源調査地点の記載がないため、再度、調査を実施しとともに、影響を及ぼす水源における水質・水量の調査を実施すること。	水源については改めて確認し、事業による影響の可能性を検討します。

浜松市庁内及び審査会からの意見とそれに対する事業者回答

分類	該当ページ	意見	回答
地形・地質		方法書の環境影響評価の項目の選定において、水環境の影響は、工事に伴う一時的な影響として水質だけが示されているが、本事業の実施区域周辺には、地域住民が利用する飲料水の水源があり、造成等の行為は、必然的に水量への影響も懸念される。については、事業計画を立案するにあたり、どのような方法で水質水量を調査し、どのように予測し、評価して影響を回避・低減していくのか示されたい。	19のご意見を踏まえ、水源について改めて確認します。その中で取水種別（湧水、地下水、表流水の別）を把握し、その取水種別によって影響を回避できる事業計画を検討します。水源が表流水の場合には、工事中に設置する沈砂池等の排水口から常時水流までの離隔を確保し、濁水が水源地に流入しないようにします。
	要約書13	対象事業実施区域内の水窪町山住神社付近には、土砂災害特別警戒区域がありますので、地形の変更（掘削、盛土）を施工する場合は、静岡県（浜松土木事務所天竜支局）に手続きの確認をお願いします。	地形の変更（掘削、盛土）を行う場合は、静岡県（浜松土木事務所天竜支局）と協議を行います。
	3-125(145) 4-51(289)	気田川自然環境保全地域の面積 (誤) 856ha → (正) 857 ha ご確認願います。	準備書において修正します。
	3-212 3-217	対象事業実施区域には、森林法に基づく地域森林計画対象民有林が含まれているが、関係法令にその旨記載いただきたい。 なお、開発を行う地域森林計画対象民有林の面積が1haを超えるため、林地開発許可を得る必要があることを留意願いたい。	準備書において記載します。 今後の事業計画を踏まえ、必要に応じて関係機関と協議します。
	3-212 3-217	資料記載のとおり、対象事業実施区域には保安林指定があるが、開発を行うにあたっては、その解除が必要である。 保安林指定の解除の権限は、民有林のうち国土保全の根幹となる重要流域にある流域保全のための保安林（水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林）及び国有林の保安林にあっては農林水産大臣、その他の保安林にあっては都道府県知事となっているため、調整願いたい。	今後の事業計画を踏まえ、必要に応じて関係機関と協議します。
	2-14	林地開発許可申請にあたって、事業面積が20ヘクタールを超えることから、原則周辺部に幅おむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置いただきたい。	今後の事業計画を踏まえ、関係機関と協議の上、適切に対応します。
景観	7-9(415)	（地盤が悪いところに風力発電施設を設置されると山が崩壊する可能性があるとの住民意見に対し）『今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測評価を行い…』とあるが、方法書内で地形に関して現地調査、予測、評価を行うとする記述が見当たらない。	山間部の崩落防止策については事業計画検討において地形測量およびボーリング調査を実施し、安全な施設設計を行います。 環境影響評価手続きは、安全な施設設計を踏まえて調査予測評価を行うため、斜面崩壊についての項目は選定しておりませんが、住民説明会等において事業の安全性等を説明し、ご理解に努めます。
	要約書P26外	「景観形成重点地域」→「景観計画重点地区」に修正してください。（当該箇所以外に複数箇所、本編も含む）	準備書において修正します。
	要約書P84	フォトモンタージュ法による予測・評価を行うにあたっては、「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」に基づき、四季、昼間及び夜間ににおける景観の変化が評価できるよう配慮してください。	景観については、四季を通じて調査を行い、関係機関にご意見を伺いながら予測・評価を行います。夜間の予測手法については確立されていない状況であり、審議会等で予測手法等が定められているようであれば、ご教示いただきながら取り組んでまいります。
	要約書P84	浜松市景観形成基本計画では、北部山地区域においては、山頂や稜線の保全も重要な取り組みであると認識しており、地形変更や施設の存在により、稜線の保全に与える影響が最小となるよう、配慮してください。	今後の事業計画の検討に当たっては、稜線への影響を低減するよう配慮します。
	要約書P84	眺望点等からの施設の存在による影響評価が重要であることは確かなものですが、一方で、施設周辺の景観への配慮（設備類の修景）も重要となります。また、施設の耐用年数は不明ですが、（例えば事業終了とした場合）将来的な施設のあり方も念頭において検討してください。（近景としての景観にも配慮が必要）	事業計画は、将来的な施設のあり方についても検討します。また、景観については、主要な眺望点の他、日常的な景観についても調査、予測及び評価します。
	7-45(451)	改变が想定される範囲の絞り込みについて、『景観に配慮して、主要な眺望点である常光寺山を除いて設定』したあるが、図上では、除外されたのは常光寺山のわずかな部分のみである。これははどういった趣旨の配慮によるものか。	常光寺山は主要な眺望点であることから、直接改変を避けるために除外しました。風力発電機の設置等については、景観への配慮も含め、今後検討します。
文化財	6-66(398)	表6.2-25 (1) 景観調査地点について、7の旧自然クラブは昨年末時点での水窪ダム関連の工事のため整地、囲いがされていて、不特定多数の利用が見込まれる場ではなくなっている。	ご指摘を踏まえ、今後、現地調査により、地点の状況を確認します。
	2-13	産業廃棄物については、再資源化だけでなく、減量化にも努めるこど。風力発電機設置後に、産業廃棄物が発生した場合も、適正に処理すること。	事業により発生する産業廃棄物が適切に処理するほか、再資源化、減量化を図ります。
	3-164	「(2) 産業廃棄物の状況」について、「排出量」は「処分量」の誤りであるため、修正すること。	準備書において修正します。
	6-65～6-66	対象事業区域内に所在する市指定名勝龍頭山の指定範囲について現状を変更する可能性がある場合には、早期に浜松市文化財課と協議をお願いしたい。	今後の事業計画の検討を踏まえ、市指定名勝龍頭山の指定範囲について現状を変更する可能性がある場合には、早期に浜松市文化財課と協議します。
	3-204	事業実施想定区域には県指定天然記念物「山住神社のスギ」と市指定建造物「山住神社神門」があります。これらの文化財の保存に影響を与えないようご配慮ください。また、やむを得ず影響を及ぼす行為をする場合は県指定文化財は県知事に、市指定文化財は市長に現状変更の許可を受ける必要があることにご留意ください。 (補足：建造物により、指定対象のスギの生育を妨げることがないようすること。)	県指定天然記念物「山住神社のスギ」と市指定建造物「山住神社神門」は、風力発電機設置予定区域から除外しました。事業計画の検討にあたっては、極力これらの文化財の保存に影響を与えないよう配慮し、必要となる関係機関協議を適切に行います。
	4-24	事業実施想定区域及び事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）は国指定天然記念物カモシカの生息域となっているため、その生息環境に影響を与えないようご配慮ください。	動植物については今後現地調査を実施し、生育生息環境への影響を回避低減するよう環境保全措置を検討のうえ予測評価を行います。
	3-204～210	対象事業実施区域内に所在する埋蔵文化財包蔵地「上平山奥山遺跡」については、範囲内で土木工事等を行う際に事前の届出や、場合によつては発掘調査が必要となる。したがって計画の早期段階で浜松市文化財課と事前協議をお願いしたい。	今後の事業計画の検討段階において、埋蔵文化財包蔵地に係る事前協議を適切に行います。